

第84回国民体育大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図ることを目的として開催されており、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に大きく寄与してきた。

本県においては、昭和57年に「このふれあいが未来をひらく」をスローガンに第37回国民体育大会「くにびき国体」を開催した。本県選手団の活躍や県民総参加で大会を支えた誇りと自信は、明るく豊かな島根を築く原動力となり、その後の県勢発展に大きな影響を与えた。

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を本県に招致することは、競技スポーツの振興はもとより、障がいの有無にかかわらず多くの県民がスポーツに親しみ、県民の連帯感や郷土意識を醸成するとともに、スポーツの持つ力で地域の活性化を図り、また、本県の持つ魅力を全国に発信するためにも、大いに意義のあるものである。よって、本県議会は、平成41年の第84回国民体育大会[本大会]（スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第56号）の施行後の国民スポーツ大会）及び第29回全国障害者スポーツ大会を本県に招致することを強く要望する。

以上、決議する。

平成30年9月26日

島根県議会

地方の社会資本整備の促進を求める意見書

政府は、地方創生として日本の人口減少問題等に対し本格的に取り組みを進めているところであるが、産業振興や観光振興などにより地方の創生を実効あるものにするためには、社会資本整備が必須であり、地域間ネットワークの構築や防災・減災対策、インフラの老朽化対策、地方の定住基盤の整備等を計画的に進める必要がある。

しかしながら、中山間地域や離島など条件不利地域が多い本県においては、県民の全・安心な生活と地域の経済活動の維持や産業振興を図るうえで、高速道路や幹線道路、農業基盤、下水道、河川、砂防施設などの整備が遅れており、また、平成30年7月豪雨による災害では、中山間地域で住宅や農地の浸水被害や孤立集落が発生するなど、地域の安全・安心が脅かされている状況にある。よって、こうした地方の切実な現状と地方の役割・重要性を十分認識し、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 平成31年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保するとともに、平成30年補正予算を編成し、必要な事業の進捗を図ること。
- 2 整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、益田以西の速やかな事業化を図ること。また、事業中区間の開通見通しを公表するとともに一日も早い全線完成を図ること。
- 3 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、土地改良事業予算等については、道路や農業生産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

特に、平成30年7月豪雨による浸水被害や大規模土砂災害を踏まえ、治水対策や土砂災害対策が必要な箇所が多く残された地域については、予算を重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月26日

島根県議会

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年急増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 政府策定の「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするるとともに、社会福祉施設やNPO法人等の民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童虐待に関する情報を全国で共有できるシステムを整備すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」の無料化と電話が迅速につながるよう運用の改善に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月26日

島根県議会

森林整備及び治山事業の予算確保を求める意見書

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、また、木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用創出に寄与している。

平成31年度からは、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新たな森林管理システムの導入や森林環境譲与税（仮称）の創設が予定されている。

一方、近年、激甚な気象災害が頻発する傾向にあることから、土砂の流出・崩壊防止などの公益的機能を維持・発揮させるため、山地災害の予防・復旧対策が重要である。

このため、放置・所在不明によって荒廃している森林の整備を森林環境譲与税（仮称）で充当されたとしても、日本の国土の約7割を占める森林を長期的、計画的に整備を行うために必要な予算は大きく不足しており、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 森林整備事業予算を増額したうえで長期的、安定的に確保すること。
- 2 事前防災・減災対策を含めた治山事業予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月26日

島根県議会

**義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の改善を図るための、
2019年度政府予算に係る意見書**

明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数を改善し、教材研究や授業準備、子どもたちと向き合う時間を確保することが重要である。また、加えて、教職員の長時間労働の是正が喫緊の課題となっており、そのためにも定数の改善が急がれる。

現在、いくつかの自治体においては、独自財源による定数措置が行われている。島根県においても様々な教育課題に対して、「にこにこサポート事業」、「クラスサポート事業」、全小中学校の35人学級の実現など、独自の定数措置が行われているが、地方の独自施策に任せるだけでは、子どもたちにとって決して十分な教育環境は実現できない。

また、増える一方の研究、研修、実践等の取組や部活動対応など、勤務時間外に業務を行わざるを得ない状況も生じている。このような現状の改善のためには、教職員の定数改善などの抜本的施策が必要である。

国の施策として定数改善に向けた財源保障が行われ、子どもたちが十分な教育を保障され、学びを深め、生きる力を育んで行けるよう教育環境を整えるのは政治の責任である。こうした観点から、2019年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数を十分に確保すること。
- 2 子どもたちの教育環境改善のために、計画的に教職員定数の改善を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月5日

島根県議会